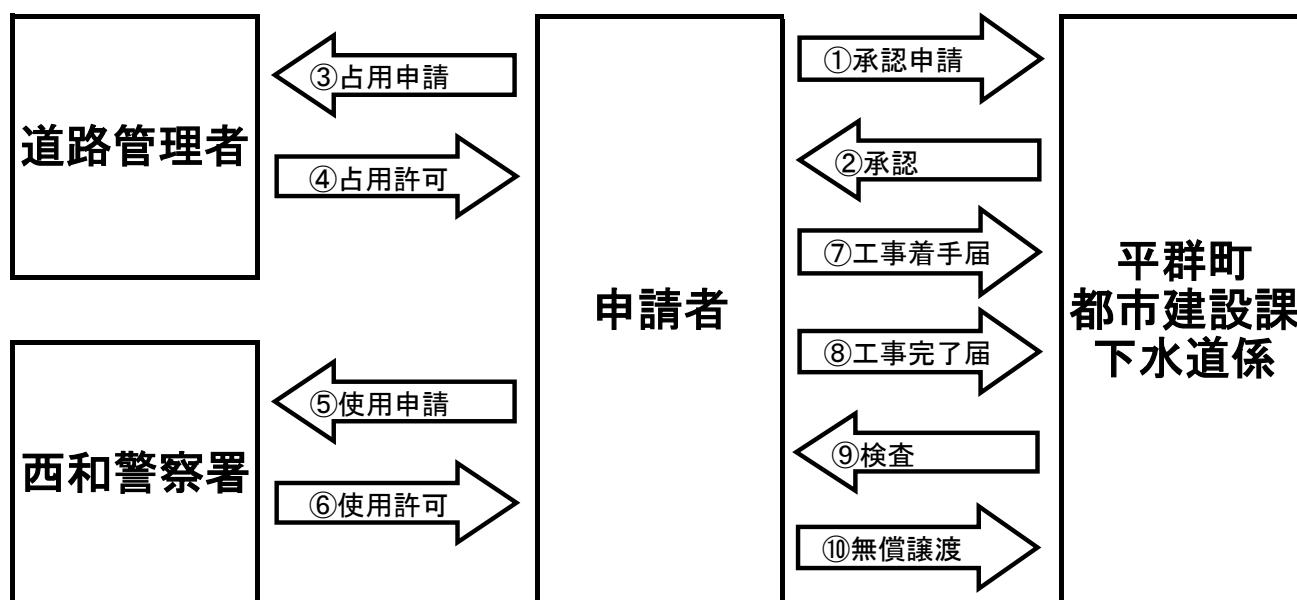


下水道法第16条の規定に基づく 公共下水道管理者以外の者が行う工事の進め方と手順



- ①公共下水道施設工事等承認申請書＜下水道法第16条－1＞（1部提出）
添付：委任状＜下水道法第16条－2＞・図面・地下埋協議回答書（コピー）
- ②公共下水道施設工事等承認書
- ③道路占用許可申請 ＜道路法第32条＞
申請については、事前に道路管理者と事前に協議を行い、道路許可申請を行うこと。
- ④道路占用許可書
- ⑤道路使用許可申請 ＜道路交通法第77条＞
- ⑥道路使用許可書
※許可書は現場で常時携帯しておくこと。
- ⑦公共下水道施設築造工事着手届＜下水道法第16条－3＞
※着手予定日の1週間前までに提出。
- ⑧公共下水道施設築造工事完了届＜下水道法第16条－4＞
添付：工事記録写真（国道・県道の舗装工写真は2部提出）・出来高図面
- ⑨検査
検査を実施する。
- ⑩公共下水道施設の無償譲渡書＜下水道法第16条－5＞
検査合格後、速やかに無償譲渡書を提出する。